拓く会通信

時代を拓く税理士の会は税理士の資格取得の経緯や専業や兼業にとらわれず
税理士業界に貢献する目的で設立された団体です。

時代を拓く税理士の会　No. 28号

発行日　平成25年１月31日
発行者　会　　長　鎌田　俊夫
編集者　広報部長　山田惠美子
事務局　03(3392)5555　03(3220)2468
東京都杉並区上荻１-21-23
本橋喜久雄税理士事務所

東京税理士会役員選挙
無投票につき、拓く会推薦　会長・副会長全員当選

左から菅納敏恭氏、名倉明彦氏、中村一三氏、神津信一氏、伊藤佳江氏、西村新氏

平成24年の東京税理士会役員選挙は、選挙規則改正後２度目の実施となりましたが、会長、副会長選挙については、無投票となり、『拓く会』が推薦しました会長、副会長候補全員が当選しました。

今回の役員選挙は、11月13日に公示され、12月７日投票ということになりました。１か月弱と極めて長丁場の選挙戦でした。結果的に会長・副会長選挙については無投票となりましたが、各陣営では「励ます会」等を企画、実施したりしてきました。実際の役員選挙の選挙戦に入る前に、『拓く会』においては、組織としての推薦候補の決定等のために「意見表明会」を実施し、各立候補希望者の熱い思いを十分に拝聴し、「支援対策会議」において組織内候補を選考しました。詳しい経緯につきましては、『拓く会通信・臨時号』におきまして既報のとおりでありますが、極めて民主的にかつ公正に決定されました。とはいえ、今後の支援対策会議の運営においては、議員の構成の問題、投票実施方法の工夫等、研究・検討していくことがより良い開かれた『拓く会』を創っていくためには重要なことではないかと思われます。たかが『拓く会』の中のこととはいえ、実際には、これで役員候補者が決まってしまう現状を考えると、次期の選挙に向かって、早急に組織内での検討に着手する必要があると思います。

また、『拓く会』とは、直接関係はありませんが、これは東京会の選挙制度の問題でありますが、選挙運動期間が長過ぎやしないか、ということです。我々は、税理士という本業があるのであり、11月の繁忙期に、１か月弱もの間選挙期間があるのは、如何なものか？ということです。また、当選したとはいえ、実際の就任は６月ということで、半年以上先の話になっていますが、４月１日就任とか、就任を早めては、と思います。もちろん、新しい選挙制度を決める際にも検討されたと思いますが、もう一度検討し、よりよい選挙制度になることを期待します。

当選されました会長、副会長の皆様には、マニュフェストで約束されましたひとつひとつの事柄を達成されますよう期待したいと思います。

豊田直史

日税連の仕組みについて

東京税理士会総務部長　足達　信一

一般の税理士会員にとって日本税理士会連合会は、「税理士会会報」以外、直に接する機会が無く、その機構などは意外と知らないものです。そこで紙面をお借りして日税連の組織について簡単にお話しましょう。

日税連が入っている日本税理士会館はJR大崎駅南口を出るとすぐ目の前、再開発された明るいコンコースから空中回廊を通って、雨にも濡れずに到着。綺麗で立派なビルです。

税理士法による日税連の目的は、「税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督」と「税理士の登録等」に関する事務を行います。また、全国１５の税理士会が日税連を設立し、その会員となります。即ち、我々、個々の税理士や税理士法人は、日税連の直接の会員ではありませんから、あまり身近に感じないのかも知れません。

日税連の役員は、会長、副会長（１５人以内）、理事（１００人）、監事（１５人）、及び税理士以外の外部理事と外部監事から成り、会長は「会長選考会」で選考された者が総会において選任されます。その「会長選考会」は、各税理士会の会長と理事との合計１１５人で構成され、単記無記名投票です。過半数の得票を得た者がないときは、上位２人による決選投票となります。一方、副会長には各税理士会の会長全てが選任され、また、理事及び監事は各税理士会の会員数を基とした割当数に応じて各会から推薦されますので、結局のところ選考するのは会長のみという事になります。現在、東京会からは神津会長がその副会長として、更に常務理事６名、理事１９名、監事１名の計２７名が日税連役員の任に就いています。

最高議決機関としての定期総会は、毎年７月に招集され、各税理士会はその会の会員数と同数の議決権を有するとされているのは日税連特有のものです。この他、協議機関である正副会長会、議決機関である常務理事会、及び理事会が招集されます。また、分掌機関として総務部、財務部など計１６の部・委員会の他、特別委員会や、その他の機関などが設置されており、その名称や所掌事項は東京会と若干違いますが、東京会推薦の日税連理事は東京会での自分の所掌と概ね同じ部・委員会に属しています。

ところで皆さんは日税連のホームページをご覧になった事はありますか？　トップページは多少ゴチャゴチャした感じですが、内容は盛り沢山。日税連の組織、一般納税者向けや税理士向けのコンテンツ等々、もちろん会員専用ページもあります。会員専用ページに入るにはＩＤとパスワードが必要ですが、これは東京会より既に全会員宛てお知らせ済です。もしご不明でしたら東京会事務局にお尋ね下さい。一度ご覧になれば、日税連の事が良く解ります。

拓　く　会
サテライト

日税連会務活動報告

東京税理士会副会長　伊 藤　佳 江

日税連では東京会の神津会長が業務対策部担当副会長、中村副会長が総務部長、西村副会長が税務支援対策部，冨田副会長が規制改革対策特別委員長としてそれぞれ部を率い、岡田副会長と私、渡邊専務が無任所常務理事を仰せつかっております。東京会の常務理事もそれぞれ所掌の部・委員会で職務を担当しております。

無任所常務理事のほかに、日税連成年後見支援センターの特命委員として委員会に参加しています。

1．日税連成年後見支援センターについて

平成23年７月に発足した日税連成年後見支援センター (以下日税連センターという)は、公益活動対策部の特別委員会として、各単位会の成年後見支援機関の業務支援や連絡調整、成年後見業務従事者の情報収集・管理、研修の実施及び倫理指導、成年後見業務賠償責任保険の運営・管理、成年後見制度に関する調査・研究等を所掌事項としています。

2．先進的取り組み

東京税理士会は日税連に先駆け、前年に東京税理士会成年後見支援センターを立ち上げ同時に相談業務をスタートさせました。各単位会にとって東京会の取り組みがモデルケースとなっています。各単位会が東京会に見学に来られ交流する機会が増えたことは、東京税理士会をもっとアピールするためにお役に立っていると自負しております。

東京税理士会としても成年後見支援センターの活動は最初から順調であった筈もなく全くの手さぐりで、センター設立の規定整備、センター業務の構築、相談員の養成、相談業務の上での悩み等を抱えてきました。そしてトップランナーとして何も事例のないところから始めた経験を日税連にフィードバック出来ることを大変うれしく思います。

3．各単位会でのセンター設立と成年後見業務の拡大

日税連センターの後押しもあって、現在15単位会のうち10単位会で成年後見支援センターが設立され、３単位会で設立が決定しています。私も微力ながら研修のお手伝いをさせて頂きました。当初全国にセンターが設立されるまで5年はかかるとみていたのですがその予想は裏切られそうです。センター設置の影響は地方に行くほど大きく、挨拶回りをしたところ早速業務の依頼が舞い込んだところもあるようです。改めて有能で地域に貢献する税理士の重要さが感じられるところです。

税務の常識は正しいか

菅納　敏恭

審判官をやっていたこともあって、同業の先生から意見を求められることがある。

その中には、税務にどっぷりつかっていて勘違いされているな、ということもある。そんな事案をいくつか紹介しよう。

●名義預金が民事訴訟で争われた。通帳も印鑑も被相続人の手元にあった「そと孫」名義の預金があった。本来の相続人は「孫のものではない。本来の遺産の一部である。」と主張し、裁判に及んだが、敗訴した。相続人側の税理士は、名義預金の帰属の判定は通帳・印鑑の管理状況でしょう、判決はおかしいという。

ことは立証の問題である。名義預金が問題になるというのは、法的名義があればその名義人のものであろうという「推定」が働いたうえで、「でもねぇ。」というケースである。判断はまず名義であって、通帳・印鑑の管理は反証方法の例にすぎない。

名義預金に関する税務の解説本がすべてではないのである。

●会社が特定の取引先の単価を改定したのは「利益操作」ではないかと指摘された、どうしようかという。

しかし法人税法のどこにも「利益操作」がいけないなどと書いていない。せいぜい同族会社の行為計算否認規定が「税の負担を不当に減少させる結果となる」云々とあるぐらいである。商売というものは、ここで損して次に儲けようと、常に「利益操作」である。

企業はさまざまな条件の下で経営判断を下す。課税庁が否認するなら「利益操作」などという条文にない用語ではなく、しっかりした根拠が示されるはずである。

●二十年前の会社存亡の危機を立て直した功労者に役員退職金を払いたい、だがすでに第一線は退いてここ数年無報酬である、そこで「月額報酬×年数×功績倍率」という式が使えない、という。

しかしこういう役員にこそ十分な退職慰労金で報いるべきではないか。月額報酬を基準とする算式なんて条文にない。経営の中枢で活躍していた時代に産み出した利益総額の何％というような算定もあるのではなかろうか。いずれにしても会社の判断であり、その総額が「当該役員のその内国法人の業務に従事した期間、その退職の事情、その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし」て相当であるか（法令70条②）であり、算定式の問題ではない。

いずれの事案でも、巷間流布する税務の常識から離れて条文に戻るべきだと思うことが少なくないのである。

拓く会ホームページでは研修会やゴルフコンペの他、拓く会の様々な活動を写真と共にご紹介しながら最新の情報をお届けしています。
また、各行事の参加申込書をダウンロードすることも可能です。
ぜひご覧ください。
http://hirakukai.jimdo.com/